

## ASTECC-X アカデミック年間ライセンス サポート契約約款

本約款は、ASTECC-X アカデミック年間ライセンスに関し、株式会社アールワークス(以下アールワークスという)が提供するサポートの内容を定めるものです。

### 第1条 (適用)

本約款は、以下のASTECC-X アカデミック年間ライセンスに付随するサポート契約(以下本サポート契約という)についてお客様に対して提供するサービスの内容及び条件を定めるものです。

### 第2条 (契約の成立)

本サポート契約は、お客様が「ASTECC-X アカデミック年間ライセンス」を購入している場合にのみ提供されます。

### 第3条 (サービスの内容)

1. お客様の文書(ファクスまたは郵送)または電子メールによる許諾ソフトウェア製品に関する技術的質問に対して、アールワークスはできる限り早急に文書(ファクス)または電子メールにて回答するものとします。いかなる場合にも、出張による助言、確認は行ないません。
2. サポートサービスは、特段の定めのない限り、製品についてのセットアップ及び基本操作方法に関する技術上の助言であって、お問い合わせをいただいた事象についての現象確認/再現テストに基づいた対応策の提言を通じて行なわれます。
3. サポートサービスは、日本国内からの問い合わせに対して、日本語において実施され

ます。

4. アールワークスは、お客様に対し、90日前の事前の通知をもってサポートサービスの内容を変更できるものとします。

### 第4条 (サポート期間)

「ASTECC-X ソフトウェア製品使用許諾書 別紙」で使用許諾された期間をサポート期間とします。

### 第5条 (管理責任者)

1. お客様は、「ASTECC-X ソフトウェア製品使用許諾書 別紙」に記載されている管理責任者をサポートサービスを受ける窓口とし、管理責任者以外の者は本サポート契約による権利を行使できないものとします。
2. 管理責任者に変更がある場合には、お客様は速やかにアールワークスへ書面または電子メールにて通知するものとします。

### 第6条 (お客様の義務)

1. お客様は、住所変更、法人名変更等、サポート契約申込時の登録データに変更が生じた場合には、速やかにアールワークスへ書面または電子メールにて通知するものとします。お客様が本通知を怠った場合、アールワークスはお客様に対してサポートサービスを提供できないことがあります。
2. お客様は、サポート契約番号の不正使用を認知した場合は、速やかにアールワークスに届け出るものとします。

## 第7条 (秘密保持義務)

アールワークス及びお客様は、本サポート契約に関連して開示された相手方の機密情報を秘密に保持し、相手方の事前の許可無く本サポート契約の目的以外に利用したり第三者に公表または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号については、この限りではありません。

- (a) 相手方から知得する以前に、すでに自己が所有していたことを立証できるもの、又は公知のもの。
- (b) 相手方から知得した後に、自己の責に帰し得ない事由により、公知となったもの。
- (c) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
- (d) 相手方の機密情報を使用することなく独自に開発したもの。
- (e) 監督官庁、裁判所、捜査機関より法令に基づき開示を要求されたもの。

## 第8条 (保証の範囲)

1. アールワークスは、サポートサービスの提供によりお客様の問題が解決されることを保証しません。
2. アールワークスはお客様がサポートサービスの提供を受けたことにより被った直接的、間接的または偶発的損害について、一切責任を負わないものとします。

## 第9条 (権利の譲渡の禁止)

お客様は、本サポート契約上の地位及び権利をいかなる理由があろうとも譲渡、貸与、販売することはできません。

## 第10条 (情報等の帰属)

1. 本サポート契約のもとにアールワークスがお客様に提供する、サポートサービスの情報及びこれにかかるノウハウ等は、すべてアールワークスに帰属するものとし、アールワークスはお客様の承諾なしにこれらを使用、利用、変更、複製、販売することができるものとします。

2. お客様は、本サポート契約に基づきアールワークスから入手した技術情報については、複製、販売、出版その他営利目的で利用することはできないものとします。

東京都中央区日本橋室町4丁目3番18号  
東京建物室町ビル3階  
株式会社 アールワークス